

児童手当について

お知らせ & よくある質問

児童手当とは？

問合先 市民文化部保険年金室 (☎84-5005)

中学校卒業までの児童を養育している人に支給されます。所得制限があります。

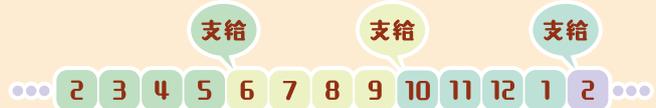
※特例給付

児童を養育している人の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

支給月

毎年6月、10月、2月の月初めにそれぞれ前月分までの手当をまとめて支給します。

| 児童手当支給額 | | |
|-----------------|--------------------------------|---------|
| 3歳未満 | 3歳以上～ 小学校修了前 | 中学生 |
| 15,000円 | 10,000円 (第3子以降は 15,000円) | 10,000円 |
| ※特例給付 一律 5,000円 | | |



受給者の方へ

現況届を提出してください

すべての受給者に、現況届を6月1日(水)に発送します。添付書類をご確認の上、6月末までに提出してください。現況届の提出がない場合は、6月分以降の手当てを受けられなくなる場合があります。

児童手当を振り込みます

平成28年2月から5月までの児童手当(または特例給付:受給者の所得が所得制限限度額以上の人)を6月3日(金)に各受給者の申請口座へ振り込みます。
※受給者が公務員の場合は、勤務先から別途支給されます。

申請は、
出生や転入から
15日以内に!

児童手当は、原則として申請した翌月からの支給になりますが、申請が遅れると遅れた月分の手当てが受けられなくなりますのでご注意ください。

- ・初めてお子さんが生まれたとき
- ・第2子以降の出生によりお子さんが増えたとき
- ・ほかの市町村に住所が変わったとき
- ・公務員になったとき、公務員でなくなったとき
- ・名前が変わったとき など

よくある質問

Q1. 児童手当を申請する時に必要なものは何ですか？

A. 次のものがが必要です。

- 請求者本人の印鑑(認め印)
- 請求者名義の金融機関の口座番号がわかるもの
- 請求者本人の健康保険証
- 請求者、配偶者の個人番号(マイナンバー)がわかるもの

※ その年の1月1日に亀山市に住民登録がなかった人

- 前住所地の市町村長が発行する児童手当用所得証明書

Q2. 里帰り出産をしました。

児童手当の申請はどこですればいいですか？

- A. 児童手当は請求者の住所登録地で申請してください。出生15日以内の申請であれば、翌月分からの支給になります。

Q3. 19歳(大学1年)、17歳(高校2年)、12歳(小学6年)の子どもがいます。3番目の12歳の子の支給額はいくらになりますか？

- A. 養育する子どもとは、高校卒業までの子どものことをいいます。19歳の子は子どもと数えないため、12歳の子は第2子となり、月額10,000円の支給になります。

